告　示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長　水　谷　信　哉

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百二十二号

三　道路の区域

cb9adc529e20fe26552602b9fad7af46

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧A	川口市元郷一丁目一九二〇番二二地先から同市本町二丁目一八六番一まで	一七・九三～十九・三一	二四〇・〇〇	川口都市計画道路日光東京線（上の橋工区）事業による
新A		二五・〇〇～二八・四〇		
新B	川口市元郷一丁目一八六八番二八から同市本町二丁目一九〇番二まで	一八・五〇～一八・五〇	一〇〇・〇〇	